

# 平成31年度 都市税財源の充実確保について

## 1 地方法人課税のあり方

消費税10%段階における地方法人課税の新たな偏在是正措置を講じるとの考えは到底容認できない。地方税を国税化し地方へ再配分することは、受益と負担という地方税の原則に反するだけでなく、地方分権の進展に逆行し、地方自治の本旨に反するものである。国は、限られた地方財源の中で財源調整を行うのではなく、総体としての地方財源の拡充に取り組むこと。

## 2 車体課税の見直しに当たっての地方財政への配慮

平成31年度税制改正において検討することとされている車体課税については、その税収が、今後増加していく都市自治体の道路・橋梁の老朽化等への対応財源として必要不可欠であることを踏まえ、車体課税に減収を及ぼさず、都市自治体の財政運営に支障が生じる見直しとならないようにすること。

## 3 ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税は税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市区町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、貴重な財源となっている。

ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な代替財源はあり得ず、現行制度を堅持すること。

## 4 地方一般財源総額と地方交付税総額の確保等

地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保するとともに、恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。

また、地方の基金残高の増加していることをもって短絡的に地方財源を削減しないこと。

## 5 社会保障の基盤づくり

「社会保障・税一体改革」の実現に向けた消費税・地方消費税10%への引上げについては、2019年10月に確実に行うとともに、新しい経済政策パッケージについては、地方行財政に大きく関わるものであることから、具体的な政策の策定に当たっては地方の意見を十分踏まえ、国の責任により適切に財政措置を講じること。

なお、消費税10%への引上げ時に導入が予定されている軽減税率制度については、消費税・地方消費税の引上げ分のうち地方交付税原資分も含めると、約3割が地方の社会保障財源であり、仮に減収分のすべてが確保されない場合、地方の社会保障財源に影響を与えることになることから、確実に代替財源を確保すること。

要請先の議員名

平成30年11月29日

東京都市区長会

会長 長 友 貴 樹